

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	薬事管理課	整理番号	1-4
処分の種類	医薬品等総括製造販売責任者等の変更命令			
根拠法令条例等・条項	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第73条			
処分の概要	医薬品等の製造販売業者、製造業者、修理業者、薬局開設者、販売業者又は貸与業者に対し、総括製造販売責任者等の変更を命ずる。			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	未設定(事案ごとの裁量が大きく、あらかじめ処分基準を設定することが困難であるため。)			
基準の制定根拠	—			